

財政状況資料集について（平成22年度）

財政状況資料集は、これまで「財政状況等一覧表」、「財政比較分析表」、「歳出比較分析表」として公表していた市の財政状況を、分かりやすく一つにまとめて広く公表するもので、各年度における決算の状況を全国統一の様式で作成するとともに、類似団体との財政状況の比較分析などの自己分析も行っています。

この「財政状況資料集」の公開を行うことで、市民の皆様に本市の財政状況を知っていただくとともに、客観的な比較分析を通じて健全な財政運営に努めてまいります。

● 資料集の種類と内容

➤ 総括表

人口や面積などの市の基本的な情報をはじめ、歳入歳出額の総額などの主要な決算情報、健全化判断比率の状況や主要な財政指標、会計区分や関係する一部事務組合等の状況など、財政状況の基本的な事項をまとめてあります。

➤ （１）普通会計の状況

普通会計における歳入歳出の状況や、目的・性質別歳出の状況、公営事業等への繰出の状況などをまとめてあります。

➤ （２）各会計、関係団体の財政状況及び健全化判断比率

各会計の実質収支や資金不足の状況をはじめ、第三セクター等の経営状況や財政支援の状況、健全化判断比率の算定過程などをまとめてあります。

➤ （３）市町村財政比較分析表（普通会計決算）

財政力指数、経常収支比率、人口一人当たり人件費・物件費等決算額、将来負担比率、実質公債費率、人口千人当たり職員数、ライパイレス指数という主要な指標をグラフを用いて類似団体と比較分析しています。

➤ （４）市町村経常経費分析表

経常収支比率を人件費、扶助費、公債費、物件費、補助費等、その他、公債費以外の7つの構成要素に分解し、それぞれ類似団体と比較分析しています。また、人件費及び人件費に準じる費用、公債費及び公債費に準じる費用、普通建設事業費についてグラフを用いても類似団体と比較分析しています。

➤ （５）実質収支比率等に係る経年分析

財政調整基金の残高と実質収支額を棒グラフで、実質単年度収支を折れ線グラフで示しています。

➤ （６）連結実質赤字比率に係る赤字・黒字の構成分析

各会計の赤字額と黒字額を各々積み上げた棒グラフで、赤字額、黒字額の構成について分析しています。

➤ （７）実質公債費比率（分子）の構造

実質公債費比率の分子を、構成要素ごとに積み上げた棒グラフと分子から控除する算入公債費等の棒グラフを並列し、その差額を折れ線グラフにすることで実質的な公

債費の水準・推移について分析しています。

➤ **（８）将来負担比率（分子）の構造**

将来負担額と充当可能財源等を項目別に積み上げた棒グラフを並列し、その差額を折れ線グラフにすることで実質的な将来負担額の水準・推移を分析しています。

● **財政状況資料集の注意点**

- ・「財政状況資料集」は地方財政状況調査等を基に作成されています。各数値ごとに四捨五入を行っているため、縦横の合計が一致しない場合があります。
- ・愛知県及び総務省のホームページにおいて、他団体の「財政状況資料集」を閲覧できます。

三重県地域連携部市町行財政課の「財政状況資料集」関連ホームページ

<http://www.pref.mie.lg.jp/SHICHOS/HP/zaisei/bunseki/index.htm>

総務省の「財政状況資料集」関連ホームページ

http://www.soumu.go.jp/iken/jokyo_chousa_shiryo.html

用 語 解 説

※用語は、５０音順に表記しています。

【あ行】

○一部事務組合

都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体のことをいいます。

○一般会計

地方公共団体の会計の中心をなすもの。特別会計で計上される以外のすべての経費は一般会計で処理されます。

○一般会計等

「地方公共団体の財政の健全化に関する法」（以下、財政健全化法）における実質赤字比率の対象となる会計。地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもの。地方財政統計で用いられる普通会計とほぼ同様の範囲となります。

○一般財源

地方税、地方譲与税、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額。なお、これらの他、都道府県においては、市町村から都道府県が交付を受ける市町村たばこ税都道府県交付金、市町村においては、都道府県から市町村が交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金（政令指定都市のみ）を加算した額をいいます。

○一般財源等

一般財源の他、一般財源と同様に財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源のこと。目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等のほか、臨時財政対策債等が含まれます。

【か行】

○基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出されます。

$$\cdot \text{標準的な地方税収入} \times 75 / 100 + \text{地方揮発油譲与税等}$$

○基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、行政項目ごとに、次の算式により算出されます。

$$\text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数}$$

（測定単位 1 当たり費用）（人口・面積等）（寒冷補正等）

○経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値のことをいいます。

○経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標です。人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補てん債（特例分）及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

○減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金のことをいいます。

○健全化判断比率

健全化判断比率とは、財政健全化法に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称です。

○公営企業（法適用企業・法非適用企業）

公営企業のうち、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業が法適用企業であり、それ以外の公営企業が法非適用企業です。

○公債費

地方公共団体が借り入れた地方債の元金と利子の償還金および一時借入金の利子などに要する経費のことをいいます。

【さ行】

○財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値のことをいいます。

○財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金のことをいいます。

○財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値のことをいいます。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

○債務負担行為

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。地方自治法第214条及び第215条で予算の一部を構成することと規定されて

います。

○資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率のことをいいます。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標といえます。

○実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標といえます。

○実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（※）に対する比率。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標といえます。

この比率が一定の数値を超えると、地方債の発行に総務省の許可が必要となります。

（※） 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

○実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで通次繰り越すこと。）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。）等の財源を控除した額。通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断します。

○実質収支比率

実質収支の標準財政規模に対する割合。実質収支比率が整数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示します。

○実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額のことをいいます。

○将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額（※）に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標といえます。

（※） 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

○人件費

職員に支給される給料や各種手当のほか、共済費や退職手当組合負担金等を含む経費のことをいいます。

○早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主

的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値のことをいいます。

○その他特定目的基金

財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金。

○損失補償

債務不履行に伴う債権者の損失について、地方公共団体が当該損失を補償する契約を締結することをいいます。地方公共団体が損失補償契約を行う場合は、予算で債務負担行為として定めておかなければなりません。

【た行】

○第三セクター

地方公共団体が出資又は出えんを行っている会社法法人及び民法法人のことをいいます。

○単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額のことをいいます

○地方公営事業会計

地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称です。

○地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税のことをいいます。

地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税があります。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額(財源不足額)を基本として交付されます。

○地方財政状況調査(決算統計)

地方公共団体の決算についての統計として、地方自治法第252条の17の5第1項及び第2項に基づいて、各地方公共団体で毎年定期的に行われ、これを集計・分析したものが、地方財政法第30条の2の規定により、「地方財政の状況」(いわゆる「地方財政白書」)として毎年度国会に報告されるとともに、都道府県決算状況調、市町村決算状況調等として公表されます。

○地方三公社

特別立法に基づいて設立されるもので、勤労者に集団住宅及び宅地を供給する地方住宅供給公社法による地方住宅供給公社、有料道路の建設及び管理等を行う地方道路公社法による地方道路公社及び地方公共団体等に代わって土地を先行取得する公有地の拡大の推進に関する法律による土地開発公社があります。

○特定財源

財源の用途が特定されている財源であり、国庫支出金(都道府県支出金)、地方債、分担金、負担金、使用料手数料等をいいます。

○特別会計

特別会計は一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理される会計。料金収入を主な財源としている公営企業会計、法律で特別会計の設置が義務付けられている国民健康保険事業会計、介護保険事業会計などが、特別会計として設けられています。

【は行】

○標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額のことをいいます。なお、平成16年度以降は、臨時財政対策債発行可能額も加算されています。

○標準税収入額

地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額です。

○普通会計

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分です。

地方財政健全化法における実質公債費比率の対象となる「一般会計等」とほぼ同様の範囲の会計です。

○扶助費

生活保護法、老人福祉法、児童福祉法、障害者自立支援法などに基づき、市が実施するサービス給付や手当などに要する経費のことをいいます。

○物件費

地方公共団体が業務を行う際に支出する消費的な性質の経費のうち、他の性質に属さないもので、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料などがこれにあたります。

○補助費等

各種団体に対する助成金、一部事務組合に対する負担金や報償費などの経費のことです。

【ら行】

○ラスパイレス指数

給与水準を比較する指標の一つであり、同等の職種、経歴に相当する国家公務員の給与額を100として比較した場合の地方公務員一般行政職の給与水準を表します。

○臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債のことをいいます。

○類似団体

全国の市区町村を人口規模や産業構造により分類した同じグループに属する自治体を指します。

○連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の

標準財政規模に対する比率のことをいいます。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標といえます。